

# 衆議院法務委員会ニュース

【第210回国会】令和4年10月28日（金）、第3回の委員会が開かれました。

- 1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）  
・葉梨法務大臣、門山法務副大臣、井野防衛副大臣、高見法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所  
当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。  
（質疑者） 藺浦健太郎君（自民）、平林晃君（公明）、鈴木庸介君（立憲）、吉田はるみ君（立憲）、沢田  
良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 藺浦健太郎君（自民）

- （1） 本法案の概要及び趣旨
- （2） 複雑化する社会への対応及び法制度整備支援等を通じた法の支配等の国際秩序の擁護という2つの  
観点に立った今後の法曹養成の取組
- （3） 法曹人材を確保するためには子どもの頃から法曹への理解を深めることが重要との意見に対する法  
務大臣政務官の見解
- （4） 国際機関や在外公館に派遣されている法務省職員の人数
- （5） 国際機関等で活躍できる人材の育成に取り組む法務大臣の決意

## 平林晃君（公明）

- （1） 本法案により改定される号俸に在職する裁判官及び検察官の人数及び割合
- （2） 報酬月額・俸給月額の引上げ対象者を拡大するため引上げ額の平均が人事院勧告の平均引上げ額と  
近くなるように更なる引上げを検討する必要性
- （3） 司法におけるIT化・デジタル化の推進
  - ア 民事司法分野におけるIT化・デジタル化の現状及び今後の方策
  - イ 民事判決情報のデータベース化の意義及び期待される効果
  - ウ 刑事司法分野におけるIT化・デジタル化の現状及び今後の方策

## 鈴木庸介君（立憲）

- （1） 裁判官が受ける号俸の決定方法
- （2） 裁判官の職責に照らした給与水準についての最高裁判所当局の評価
- （3） 裁判所における空調設備の運転状況
  - ア 空調設備の運転が真夏であっても午後5時で停止することの真偽
  - イ 午後8時以降の空調設備の延長運転が困難であることの真偽
- （4） 最高裁判所事務総局
  - ア 最高裁判所事務総局の機能
  - イ 最高裁判所事務総局が人事権を通して裁判官の支配・統制を行うことにより裁判官の判決に影響  
を及ぼしている等の指摘に対する最高裁判所当局の見解
  - ウ 最高裁判所事務総局による官僚的統制が裁判官の内面の自由を制約しているとの指摘に対する最  
高裁判所当局の見解
- （5） 裁判官の職務環境
  - ア 職務環境の把握及び改善の取組状況

- イ 更なる改善に向けた今後の取組方針
- (6) ロシア人入国者数が9月に飛躍的に増加した要因
- (7) ロシア人が良心的徴兵拒否を理由として行った在留期間更新許可申請や難民認定申請への対応方針

#### 吉田はるみ君（立憲）

- (1) 検察官の人事評価
  - ア 評価項目、評価方法及び評価結果の昇給への反映状況
  - イ 業績評価の評価方法及び案件の担当希望が認められる可能性
- (2) 現在の検察当局における長時間労働等の昭和的な働き方の有無
- (3) 若年層の検察官及び裁判官の離職状況
- (4) 検察官及び裁判官の働き方改革の進捗状況並びに若年層の検察官及び裁判官に対する法務大臣の思い
- (5) 女性検察官の勤務環境
  - ア 法務大臣のマミートラック（出産した女性が職場復帰後に自分の意思とは関係なく出世コースから外されてしまうこと）という言葉の認識の有無
  - イ マミートラックやマミーギルト（働く母親が子どもに抱く罪悪感）に配慮した女性検察官の働き方改革の現在及び今後における取組
  - ウ 妊娠した女性検察官による胎児への悪影響を懸念した職務内容等に対する配慮の要望及び法務省における対応の有無
- (6) 裁判官及び検察官の男女別の育児休業取得率
- (7) 事件書類を自宅での作業のために庁外へ持ち出すことのセキュリティ上の問題点についての法務大臣の認識

#### 沢田良君（維新）

- (1) 最高額及び最低額の裁判官・検察官の年間の給与総額
- (2) 人事院勧告
  - ア ラスパイレス比較の概要
  - イ 「学歴」をラスパイレス比較の基準に含めることの是非についての議論等の有無
  - ウ 「企業規模 50人以上」の民間企業に勤める非正規雇用者等が調査対象に含まれるか否かの確認
  - エ 退職金制度が無い分基本給が高く設定されている外資系企業の実情が人事院の調査に反映されているか否かの確認
- (3) 民間給与実態統計調査（国税庁）及び賃金構造基本統計調査（厚生労働省）
  - ア 両調査の概要並びに両調査及び人事院調査における対象期間と平均給与月額
  - イ 国税庁調査の対象にならない事業者の有無
- (4) 令和4年度の年金額が減額となった理由並びにその基準となる指標の調査期間及びこれを人事院調査と統一する必要性
- (5) 国家公務員採用時の服務宣誓内容
- (6) 非正規雇用者や中小企業の情報が十分に反映されていない人事院勧告の正当性についての法務大臣の見解

#### 鈴木義弘君（国民）

- (1) 検察官を含む法務省職員の働き方改革の実現に向けた取組方針
- (2) 裁判官の働き方改革の実現に向けた取組方針

- (3) 今回の改正で引上げの対象となる検察官及び裁判官の勤務実態
- (4) 検察官及び裁判官に支給される勤勉手当の成績率の内容
- (5) 検察官及び裁判官に支給される地域手当及び扶養手当の算定方法並びに扶養手当の額や支給方法の見直しについての検討の有無
- (6) 検察官に支給される住居手当及び寒冷地手当の支給方法の見直しの必要性についての法務省の見解
- (7) 実質賃金が下がっている中での勤務実態に応じた検察官の給与の在り方を検討する必要性

**本村伸子君（共産）**

- (1) 司法修習期間中に給費も修習給付金も受けられなかった「谷間世代」
  - ア 修習期が谷間世代である裁判官及び検察官の人数
  - イ 谷間世代と他世代との間の不公平についての法務大臣の見解
  - ウ 谷間世代の弁護士が確実に収入に結びつく仕事を優先するため人権救済業務を縮小することが社会的損失であるとの指摘に対する法務大臣の見解
  - エ 谷間世代の救済のため法務省、最高裁判所及び財務省が協議する場を設ける必要性
- (2) 井野防衛副大臣が法務大臣政務官在任時に旧統一教会関係者を法務大臣政務官室に招いていた旨の報道
  - ア 報道に関する事実確認
  - イ 当該事実の真偽について他の自民党関係者に事実確認を行う必要性
  - ウ 「俊世会」という後援会の名称が旧統一教会に由来している事実の有無
  - エ 「俊世会」が解散したか否かの確認